

令和6年度 室蘭市まちづくり活動支援補助金 募集要項

1. 制度の趣旨

地域の活性化や課題解決に取り組む市民活動団体の事業に対して、当該年度の予算の範囲内で補助金を交付し、市民と行政のパートナーシップにより魅力あるまちづくりを推進することを目的としています。

2. 募集期間

令和6年2月22日（木）～ 3月18日（月）

※書類の不備により修正が必要となる場合がありますので、余裕を持ってお申し込みください。

3. 協働事業の種別

（1）市民提案型協働事業

市民活動団体の皆様からテーマや企画の提案、事業計画を公募するものです。

（2）行政提案型協働事業

市がテーマや企画を提案し、市民活動団体の皆様から事業計画を公募するものです。

※令和6年度の募集テーマは、別紙「令和6年度行政提案型協働事業」をご覧ください。

4. 対象となる事業

団体が新たに取り組む事業や既存の活動を拡充する事業（過去にまちづくり活動支援補助金を受けたことがない事業に限る。）で、広く市民が参加でき、その成果が市民に還元される公益的で継続が見込める内容とし、次のいずれの要件も満たすものを対象とします。

- ① 市内で実施され、かつ、地域の活性化や課題解決を目指す事業であること。
- ② 市民サービスの向上が図られ、具体的な効果、成果等が期待できる事業であること。
- ③ 役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市が協働して実施することにより相乗効果が期待できる事業であること。
- ④ 提案団体の特性（先駆性、専門性、柔軟性等）を活かした事業であること。
- ⑤ 予算の見積り等が適正であること。

5. 対象とならない事業

次のいずれかに該当する事業は、対象とはなりません。

- ① 市の他の補助金の交付を受けている事業または補助対象となる事業（要綱等で特別の定めのあるものは除く。）
- ② 他の団体を補助する事業
- ③ 事業効果が特定の個人または団体のみに帰属する事業
- ④ 団体の運営を目的とする事業
- ⑤ 政治、宗教及び営利を目的とする事業
- ⑥ その他、補助することが適当でないと思われる事業

6. 対象となる団体

次のいずれの要件も満たす団体を対象とします。

- ① 市内に活動拠点を有すること
- ② 団体の構成員が5人以上であること
- ③ 補助期間終了後においても、当該事業、又は関連事業を継続してできること
- ④ 責任を持って事業を履行できること

※「市内に活動拠点を有する」とは、市内に団体事務所を置く、または、構成員が市内に居住、通学・通勤し活動を行なっている市民からなる団体とします。

※「責任をもって事業を履行できる団体」とは、事業実施にあたり、関係団体や地域と連絡・連携・調整ができ、当該年度内に適切に事業を履行・完了できる団体とします。

7. 補助対象経費

事業の実施に直接必要となる経費に限り、次の表に記載された経費が対象となります。

区分	補助対象となる経費
報償費	講師等への謝礼、調査・研究に係る謝礼など
旅費	講師等への交通費や宿泊費など
需用費	消耗品、書籍等の購入、チラシ・ポスター・報告書等の印刷など
役務費	郵送料、燃料費、保険料など ※通話料・インターネット通信料等は、対象となりません。
使用料・賃借料	会場使用料、機材借上料、バス借上料など
委託料	会場設営など事業の一部の業務委託に限ります。 ※コンサルタント等への事業全体の委託、団体の構成員や構成団体に支払う委託は、対象となりません。
備品購入費	事業の実施に必要と認められる備品費 ※税込み単価が10,000円以上の物品とします。ただし、テーブルと椅子は、単価に関わらず備品となります。 ※事業での使用頻度が低く借用で対応できるものは、対象となりません。 ※原則、購入後5年間は譲渡、交換等をせずに適切に管理して下さい。 ※備品には、シールを貼るなどして必要事項（購入年度、補助事業名、団体名）を明記して下さい。
その他	補助することが特に必要と認められる経費

<備考>

- ① 食材提供に必要な経費は、子ども食堂や地域食堂など貧困世帯への食事提供や子どもの孤食解消を主目的とした福祉的性格の強い事業に限り対象となります。
- ② 申請団体の経常的な運営費、申請団体の構成員による飲食費、申請団体の構成員に対する人件費・旅費・謝礼金等は対象となりません。
- ③ 領収書が無い、用途が不明、事業との関わりが客観的に証明できないなど、補助対象として相応しくないと認められる経費は対象となりません。

8. 補助額、補助回数

(1) 市民提案型協働事業

同一の事業を継続して実施することが必要と認められる場合、連続して3年度を限度とします。

補助回数	補助額（千円未満切捨て）
1年目	補助対象経費の10分の10以内 限度額 30万円
2年目	補助対象経費の10分の8以内 限度額 12万円
3年目	補助対象経費の10分の6以内 限度額 9万円

※事業において、参加者負担金、入場料、協賛金等（他の補助金）の収入がある場合は、その全額を団体の自己負担額としてとして算定します。

※各団体からの申請額が当該年度の予算を超過した場合は、補助対象とならない場合があります。

(2) 行政提案型協働事業

募集する事業ごとにお知らせします。

9. 申請に必要な書類

① まちづくり事業企画書（様式1）

事業概要がわかる資料と予算書を添付して下さい。

② 事業実施団体の概要（様式2）

団体の会則と名簿を添付して下さい。

③ その他

備品購入がある場合は、見積書やパンフレット等の金額のわかる書類を添付して下さい。

また、団体の活動内容がわかる資料、写真、新聞記事等がある場合は添付して下さい。

※様式1・2は、市ホームページに掲載しています。

<http://www.city.muroran.lg.jp/main/org100/matihojo.html>

10. 申込みから事業実施までの流れ

① 事業の申し込み

申請に必要な書類を担当課に提出して下さい。

② 事前協議・事前審査の実施

担当課で審査後、申請団体と担当課・事業関係課で事前協議・審査を実施します。

③ 室蘭市市民協働推進委員会による選考会の実施

申請者の書類とプレゼンテーション（事業説明等5分程度）に基づき委員会で審査します。

<審査項目>

公益性	・ 行政目的に合致している。 ・ 事業実施による効果が広く市民に還元される。 ・ 地域の活性化・課題解決に貢献している。
団体適正	・ 事業を実施する能力がある。 ・ 団体の運営が自主的に行われており、継続した事業展開が期待できる。
地域的必要性	・ 地域のニーズ・課題を把握し、的確に対応する内容となっている。
実現性	・ 計画や予算に実現性があり、適正な事業規模、資金調達ができている。
継続性・自立性	・ 補助期間終了後も、資金等の面で自立することが期待できる。

④ 補助事業の決定

委員会からの提言を受けて市長が補助事業を決定し、申請団体へ選考結果を通知します。

※各団体からの申請額が当該年度の予算を超過した場合は、補助対象とならない場合があります。

⑤ 補助金交付の申請

採択された団体は、選考結果の通知を受けてから2週間以内に補助金等交付申請書、その他必要書類を担当課へ提出して下さい。

⑥ 補助金交付の決定、事業実施

市から交付決定通知を受けた後に事業実施となります。

⑦ 実績報告書等の提出

事業終了後30日以内又は実施年度の3月31日までに補助事業実績報告書、その他必要書類を担当課へ提出して下さい。

⑧ 室蘭市市民協働推進委員会による事業報告会の実施

当年度末又は次年度に開催する事業報告会で事業の成果を報告していただきます。

（事業を継続する場合は、次年度の事業選考も兼ねて実施します。）

提出先 室蘭市生活環境部地域生活課
(担当課) 住所：室蘭市幸町1番2号
電話：0143-25-2223
メール：kyodo@city.muroran.lg.jp